平成30年度 第2回

八王子市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 次第

日時 : 平成30年7月25日(火)

14時~

場所 : 502 会議室

1. 開 会

2. 議 題

- (1) 第2期八王子市地域福祉計画の総括について
- (2) 第3期八王子市地域福祉計画について
 - ①包括的な地域福祉ネットワーク会議に向けて
 - ②福祉圏域について
- (3) 地域公益事業を行う社会福祉法人の社会福祉充実計画の報告について(前年度分)

3. 閉 会

□配布資料

|資料1| 第2期八王子市地域福祉計画の重点課題に係る施策について

|資料 2| 第3期八王子市地域福祉計画の進行管理方法

資料3 包括的な地域福祉ネットワーク会議に向けて

資料4 福祉圏域について

資料 5 地域公益事業を行う社会福祉法人の社会福祉充実計画の報告資料

整理No	計画の視点	重点課題	事業名	事業概要	平成28年度事業の成果(29年3月末現在)	平成29年度事業の成果(30年3月末現在)	担当課
1	①誰もが安心して安全に暮らせる地域づくり	社会的弱者 の支援	東京都福祉の まちづくり条例	障害者、高齢者すべての人々が円滑に利用できるやさしいまちづくりを推進するため、だれでもトイレの整備など東京都福祉のまちづくり条例に基づく届出審査、指導を実施する。	・日常生活施設 24件	届出件数 (総数 18件) ・公共的施設 2件 ・日常生活施設 16件 ・文化・娯楽施設 0件 ・その他 0件 ・路外駐車場 0件	福祉政策課
2	①誰もが安心して安全に暮らせる地域づくり	社会的弱者 の支援	思いやり駐車スペース 設置補助	市民への周知・普及を図るため民間商業施設等への設置を働きかける。その際、案内掲示板等の設置費用の一部を助成する。	大横保健福祉センターに6台分設置。 民間商業施設への設置働きかけを継続したが、新規補助対象は0件	市の公共施設の設置実績なし 民間商業施設への設置働きかけを継続した が、新規補助対象は0件	福祉政策課
3	①誰もが安心して安全に暮らせる地域づくり	社会的弱者 の支援	成年後見支援 (首長申立、成年後見審 判請求申立費用・後見人 報酬補助金)	判断能力が不十分な知的障害者及び精神障害者等の 65歳未満の方で、4親等内に親族がいない等の理由で成 年後見の申立てができない場合、市長が審判の申立てを する。 また、成年後見制度利用に係る費用の負担が困難な者 に対し助成を行う。	・市長申立実績 2件・助成件数 5件	・市長申立実績 5件・助成件数 5件	障害者福祉課
4	①誰もが安 心して安全 に暮らせる 地域づくり	社会的弱者 の支援	成年後見支援 (首長申立、成年後見審 判請求申立費用·後見人 報酬補助金)	認知症の高齢者の財産管理や身上監護などを行う成年後見制度で、申請する親族がいない場合などに市長が代わりに後見人の選任を家裁に申し立てを行う。 また、成年後見制度の利用が必要であるのに、経済的な問題等で利用することが困難な高齢者を支援するため、申立に係る費用及び後見人等報酬について助成を行う。	・助成件数 13件※平成27年4月1日付要綱改正により、それ	・市長申立実績 17件 ・助成件数 16件 ※平成27年4月1日付要綱改正により、それまで市長申立に限定していた助成要件を撤廃した。	高齢者福祉課
5	①誰もが安心して安全に暮らせる地域づくり	社会的弱者 の支援	権利擁護事業 (成年後見活用 あんしん生活創造事業)	平成25年4月に、八王子市社会福祉協議会内に「成年後見・あんしんサポートセンター八王子」を設置し、成年後見制度の市民への周知を図るとともに、社会貢献型後見人の育成及び活用の推進、法人後見監督の体制強化を図った。 平成26年度からは、東京都から市へ移管される市民後見人養成基礎研修を実施している。	専門相談 40件 ・市民後見人養成	【成年後見活用あんしん生活創造事業】 ・講演会 3回 ・学習会 6回 ・相談受付 一般相談 935件 専門相談 35件 ・市民後見人養成 専門講習会受講者数 10人 ・市民後見人受任検討会 3回開催、4件検討 ・法人後見監督の受任 8件 ・市民後見人候補者登録 41名	成年後見あんし んサポートセン ター八王子 (社会福祉協議 会)
6	①誰もが安 心して安全 に暮らせる 地域づくり	社会的弱者 の支援	成年後見活用 (福祉サービス 総合支援事業)	福祉サービスの利用に際しての苦情や判断能力の不十分な方々の権利擁護、成年後見制度の利用等について相談受付や支援を行う。 平成25年4月に、八王子市社会福祉協議会内に「成年後見・あんしんサポートセンター八王子」を設置し、成年後見制度の市民への周知を図るとともに、社会貢献型後見人の育成及び活用の推進、法人後見監督の体制強化を図った。 平成26年度からは、東京都から市へ移管された市民後見人養成基礎研修を実施している。	【福祉サービス総合支援事業】 ・地域福祉権利擁護事業(契約件数) 認知症高齢者 61件 知的障害者 16件 精神障害者 54件 その他 4件 ・財産保全・管理サービス(契約件数) 高齢者 20件 身体障害者 6件	【福祉サービス総合支援事業】 ・地域福祉権利擁護事業(契約件数) 認知症高齢者 67件 知的障害者 14件 精神障害者 52件 その他 4件 ・財産保全・管理サービス(契約件数) 高齢者 26件 身体障害者 9件	成年後見あんし んサポートセン ター八王子 (社会福祉協議 会)

整理No	計画の視点	重点課題	事業名	事業概要	平成28年度事業の成果(29年3月末現在)	平成29年度事業の成果(30年3月末現在)	担当課
7	①誰もが安 心して安全 に暮らせる 地域づくり	社会的弱者 の支援	赤ちゃん・ふらっと 設置促進	事業者や子育て支援施設と連携しながら、必要な地域への「赤ちゃん・ふらっと」の設置を促進する。	・赤ちゃん・ふらっと設置数 120	・赤ちゃん・ふらっと設置数 123	子どものしあわせ課
8	①誰もが安心して安全に暮らせる地域づくり	社会的弱者 の支援	消費者教育推進	高齢者や学生など、消費者被害にあいやすい方を被害から守るため、周囲で見守る方に対する啓発を行う。	・大学教職員向け消費者教育研修会 2回開催・高齢者見守り講座 11回開催	・大学教職員向け消費者教育研修会 1回開催 ・高齢者見守り講座 12回開催	消費生活センター
9		災害時の要 援護者支援		主に町会・自治会、マンションの管理組合が母体となる、 自主防災組織の新規結成促進を図るとともに、結成団体 に対して活動用資器材を交付し、活動の活性化を促すこと で共助体制の強化を図り地域防災力向上を目指す。	•新規結成団体数 20団体 (総数 424団体)	·新規結成団体数 8団体 (総数 432団体)	防災課
10	①誰もが安 心して安全 に暮らせる 地域づくり	災害時の要 援護者支援	土砂災害ハザード マップ作成	土砂災害防止法に基づき東京都が土砂災害警戒区域 等を公表することから、土砂災害の危険性を周辺住民に周 知し被害の軽減を図るため、公表された地区を対象とした 土砂災害ハザードマップを作成配付し、避難態勢の整備 を図る。	 ・広報はちおうじ平成28年12月15日号併配 配付戸数 82,736戸 	・広報はちおうじ平成30年2月15日号併配 配付戸数 36,416戸	防災課
11		災害時の要 援護者支援		災害時要支援者の地域支援組織結成を促すため、相談やマニュアルを提供するなど普及啓発を行う。 また、避難行動要支援者名簿を整備し、事務所、八王子駅南口総合事務所、市役所本庁舎及び市立小学校に配備する。	 ・地域支援組織結成団体(市把握分) 新規2団体(合計14団体) ・覚書の締結 新規2団体(合計10団体) ・相談受付 3団体 ・説明会等 町会自治会連合会研修会に参加 ・災害時要支援者名簿の配備 ■町丁目別に13事務所・南口総合事務所・本庁舎 ■学校区単位で市内小中学校金庫に保管 	・地域支援組織結成団体(市把握分) 新規団体なし(合計14団体) ・覚書の締結 新規団体なし(合計10団体) ・相談受付 3団体 ・町会自治会説明会 ■町会の会合等へ出向いて説明 10団体 ■町会自治会連合会研修会において説明 ・災害時要支援者名簿の配備 ■町丁目別に13事務所・南口総合事務所・本庁舎 ■学校区単位で市内小中学校金庫に保管	福祉政策課
12		災害時の要 援護者支援		災害時の要援護者対策のうち、とりわけ緊急性・特殊性 の高い在宅の人工呼吸器使用者に対し、在宅人工呼吸器 使用者災害時個別支援計画を作成し、災害時の被害を最 小限にとどめる。平成26年度より、訪問看護ステーションに 委託していた計画書作成を職員が行っている。	•個別計画策定件数 34件	・個別計画策定件数 36件	保健対策課
13	②地域の相 談・支援体 制の充実	虐待・孤立 化の防止	新大横保健福祉センター の開設	大横床健備位化シダーは平成27年6月に開館した地上 4階、地下1階の建物である。主に中央北部圏域の保健福祉拠点として、赤ちゃんから高齢者まで市民の健康づくりや市民活動の場となることを目的として設置された。	との協働事業も実施し、より高齢者に親しまれる施設に近づいた。拡大版まちなか避暑地や 大横保健福祉センターまつりにより、各世代	として機能する一方、大横保健福祉センター との協働事業も実施し、より高齢者に親しまれ る施設に近づいた。拡大版まちなか避暑地や 大横保健福祉センターまつりにより、各世代 の交流を深め、利用者数の増加を図った結	大横保健福祉センター

整理No	計画の視点	重点課題	事業名	事業概要	平成28年度事業の成果(29年3月末現在)	平成29年度事業の成果(30年3月末現在)	担当課
14	②地域の相 談・支援体 制の充実	虐待・孤立 化の防止	高齢者見守り相談 窓口運営	高齢者の孤立防止を目的に、高齢者の生活実態の把握や、高齢者あんしん相談センターと連携して高齢者に対する見守りを行う相談室を運営する。	 ・設置数 3か所 (館ヶ丘、長房、中野) 館ヶ丘: 相談件数 728件、見守り件数 14,409件 長房: 相談件数 236件、見守り件数 6,978件 中野: 相談件数 814件、見守り件数 701件 	 ・設置数 4か所 (館ヶ丘、長房、中野、松が谷) 館ヶ丘: 相談件数 708件、見守り件数 13,901件 長房: 相談件数 719件、見守り件数 8,510件 中野: 相談件数 2,084件、見守り件数 1,867件 松が谷: 相談件数 60件、見守り件数15件 ※松が谷は平成30年2月20日開設 	高齢者いきいき課
15	②地域の相 談・支援体 制の充実	虐待・孤立 化の防止	子育て支援メール マガジンの発行	子育て支援や支援サービスの利用を促し、児童虐待や 産後うつの予防につなげるため、幅広く多所管に渡る子育 て支援サービスの情報を「タイムリー」かつ「きめ細かく」発 信する。	・登録者数 メルマガ…2,007件 モバイル…7,848件	・登録者数 メルマガ…2,360件 モバイル…10,062件	子どものしあわせ課
16	②地域の相 談・支援体 制の充実	虐待・孤立 化の防止	市公式Facebook「すくすく *はちおうじ」	子育てプロモーションの一環として、SNS(Face book, Twitter)を活用して、子ども・子育てに関わる情報を「タイムリー」及び「視覚的に分かりやすく」発信する。	•Facebook「すくすく*はちおうじ」 いいね!数 1,063件	・Facebook「すくすく*はちおうじ」 いいね!数 1,199件	子どものしあわせ課
17	②地域の相 談・支援体 制の充実	虐待・孤立 化の防止	地域子ども家庭支援 センター南大沢 機能充実	地域子ども家庭支援センター南大沢は、平成17年10月に開設して以来、子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じてきている。ケース受理件数が増加し続けており、既存の相談室の環境では対応しきれず、かつ相談者のプライバシーも十分に保護されていない状況にある。そのため、旧南大沢保健福祉センター分室に引っ越すことで、環境改善を図るとともに、地域ボランティア活動の充実やひろば事業をより多くの市民が利用しやすいものとする等、新たな事業展開を図る。	市民が相談に訪れやすい環境を整えたことによって、親子の子育て不安解消や虐待の未然防止につなげた。 また、同施設内の高齢者あんしん相談センター・ボランティアセンターとも連携し、市民サービスの向上を図った。	市民が相談に訪れやすい環境を整えたことによって、親子の子育て不安解消や虐待の未然防止につなげた。 また、同施設内の高齢者あんしん相談センター・ボランティアセンターとも連携し、市民サービスの向上を図った。	子ども 家庭支援 センター
18	②地域の相 談・支援体 制の充実	社会的弱者 の支援	地域包括支援センター 業務委託 (高齢者あんしん 相談センター運営)	地域における高齢者の心身の健康維持、保健・福祉・医療の向上及び生活の安定を図るため、必要な援助・支援を包括的に実施する中核的機関として、保健師もしくは看護師・社会福祉士・主任ケアマネージャーの専門職を配置した高齢者あんしん相談センター(地域包括支援センター)の運営を委託する。		・センター配置職員数 150人・センター相談延数 88,672件	高齢者福祉課
19	②地域の相 談・支援体 制の充実	社会的弱者 の支援	高齢者在宅生活支援 サービス	高齢者人口が年々増加している中、「介護保険による介護サービス以外のサービス」の充実が求められている。 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、利用しやすいサービス体系を整備し、一人ひとりの状態に適した日常生活支援や施設でのサービスを提供する。	【ショートステイ】 ・利用者数:39人 ・利用日数:615日 ・金額:2,869,972円	【ショートステイ】 ・利用者数:33人 ・利用日数:1338日 ・金額:6,825,541円	高齢者福祉課
20	②地域の相 談・支援体 制の充実	社会的弱者 の支援	高齢者在宅生活支援 サービス	II	【おむつ給付(在宅+入院)】 ・利用者数:延べ49,422人	【おむつ給付(在宅+入院)】 ・利用者数:延べ50,351人	高齢者福祉課

整理No	計画の視点	重点課題	事業名	事業概要	平成28年度事業の成果(29年3月末現在)	平成29年度事業の成果(30年3月末現在)	担当課
21	②地域の相 談・支援体 制の充実	社会的弱者 の支援	高齢者在宅生活支援 サービス	高齢者人口が年々増加している中、「介護保険による介護サービス以外のサービス」の充実が求められている。 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、利用しやすいサービス体系を整備し、一人ひとりの状態に適した日常生活支援や施設でのサービスを提供する。	【緊急通報システム】 ・利用者数:179人 ・本年度設置数:38件	【緊急通報システム】 ・利用者数:189人 ・本年度設置数:41件	高齢者福祉課
22	②地域の相 談・支援体 制の充実	社会的弱者 の支援	高齢者在宅生活支援 サービス	II .	【火災安全システム】 ・電磁調理器給付:3件	【火災安全システム】 ・電磁調理器給付:4件	高齢者福祉課
23	②地域の相 談・支援体 制の充実	社会的弱者 の支援	高齢者在宅生活支援 サービス	II .	【福祉電話】 ・利用者数:243人 ・シルバーホン設置件数:230件	【福祉電話】 ・利用者数:212人 ・シルバーホン設置件数:208件	高齢者福祉課
24	②地域の相 談・支援体 制の充実	社会的弱者 の支援	高齢者在宅生活支援 サービス	n e e e e e e e e e e e e e e e e e e e	【在宅高齢者理容師・美容師出張】 ・理容:234人、延べ861回 ・美容:340人、延べ1,127回	【在宅高齢者理容師・美容師出張】 ・理容:213人、延べ798回 ・美容:337人、延べ1,138回	高齢者福祉課
25	②地域の相 談・支援体 制の充実	社会的弱者 の支援	高齢者在宅生活支援 サービス	ıı	【シルバーサポーター】 ・ホームヘルパーコース ・利用者:67人、延べ2,019回 ・軽度作業コース ・利用者:48人、133回	【シルバーサポーター】 ・ホームヘルパーコース ・利用者:48人、延べ2,104回 ・軽度作業コース ・利用者:72人、延べ136回	高齢者福祉課
26	②地域の相 談・支援体 制の充実	社会的弱者 の支援	発達障害児支援	八王子市小児・障害メディカルセンター内に設置する発達障害児支援施設において、発達障害児の早期発見、早期療育を行うとともに、就学後も継続した支援を実施する。	•利用登録者数74人 (未就学60人•就学後14人) •延利用人員648人 (未就学484人、就学後164人)	·利用登録者数97人 (未就学69人·就学後28人) ·延利用人員757人 (未就学523人、就学後234人)	障害者福祉課
27	②地域の相 談・支援体 制の充実	社会的弱者 の支援	障害者就労支援	障害者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害者が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供することにより、障害者の生活の向上を目指すしくみとして一般就労を促進し、障害者の自立と社会参加の促進を図る。		利用登録者状況:新規 114名 登録者計 883名 就職者 新規 74名 在職者計 576名 支援件数:9,708件 職場実習:45名	障害者福祉課
28	②地域の相 談・支援体 制の充実	社会的弱者 の支援	障害者地域生活支援拠点 事業	障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、地域の社会資源を活かして障害者の日常生活を支援するため、市内5か所の市委託相談支援事業所に置く「地域生活支援拠点事業所」に「地域生活支援員」を配置し、市内のでにでいる。 で害福祉サービス事業所等をはじめとする地域の社会資源、医療機関、公的機関や各種制度(障害以外の分野も含む)を活用、連携によるサービスの提供につなげる。また、地域生活支援員は、現行のサービスに無い見守りや付添いなどの日常生活支援、簡単な直接処遇等のアウトリーチ支援を行う。	平成28年度実績 ・地域生活支援員が支援を行った 障害者等の実人数 58名 ・支援の方法(電話、メール等)延べ回数 4,113回 ・支援の内容(書類管理、金銭管理等) 延べ回数 7,565回	平成29年度実績 ・地域生活支援員が支援を行った 障害者等の実人数 70名 ・支援の方法(電話、メール等)延べ回数 3,692回 ・支援の内容(書類管理、金銭管理等) 延べ回数 9,489回	障害者福祉課

整理No	計画の視点	重点課題	事業名	事業概要	平成28年度事業の成果(29年3月末現在)	平成29年度事業の成果(30年3月末現在)	担当課
29	②地域の相 談・支援体 制の充実	社会的弱者 の支援	子どもの健全育成	これまで生活保護世帯を対象としていた子どもの健全育成事業は、新法の生活困窮者世帯の学習支援事業に位置づけられた。それにともない平成27年度からは、児童扶養手当全部支給世帯の中学生も対象に加え、委託による無償の学習教室を開催するとともに、子ども健全育成支援員を中心に、主に中学生の日常生活自立支援、養育支援、教育支援、高校中退予防など、きめ細かく幅広い支援を行い、貧困の連鎖の防止を図る。		・参加者数 149名 ・会場数 12カ所	生活自立支援課
30	②地域の相 談・支援体 制の充実	社会的弱者 の支援	生活困窮者の自立支援	平成27年4月施行された生活困窮者自立支援法に基づき、既存の制度では十分に対応できなかった生活保護に至る前の生活困窮者の相談に応じ、個々の状況に応じたプラン作成及び自立に向けた支援を行う。 様々な関連機関との連携により、制度の狭間にいる困窮者の早期発見と、包括的な支援を提供する。	•自立相談支援新規相談受付件数 1,140件 •就労決定者数 468名	•自立相談支援新規相談受付件数 1,322件 •就労決定者数 434名	生活自立支援課
31	②地域の相 談・支援体 制の充実	社会的弱者 の支援	社会福祉士実習指導者の 育成	本市が福祉事務所として「社会福祉援助技術現場実習生」(社会福祉士になるための現場実習)の受入れを行っている。この受入れに必要な実習指導者の育成を行う。	・受講者数 1名・実習指導者数 計 5名	・受講者数 1名・実習指導者数 計 6名	福祉政策課
32	②地域の相 談·支援体 制の充実	社会的弱者 の支援	若者自立就労支援	らいまでの若者が就労に向かえるよう、協力事業者の事務所における職場体験など様々な支援を行っていく。 【(1)八王子若者サポートステーション(サポステ)】①本人・保護者に対する相談支援②就職活動セミナー・ビジネスマナー・パソコン講座等セミナーの実施③職場体験・職場実習④3泊4日の合宿形式による「クリーニング基礎講座」の実施 【(2)若年無業者就労促進事業】サポステの登録者や当支	ができた。 また、新たに模擬店の企画・運営による就労トレーニングや地域における青少年健全育成団体とのネットワークづくりを開始し、市制100周年記念事業「子どもフェスティバル」やあったかホールにおけるイベントなどにも参加。 昨年に引き続き、東京都人づくり・人材確保支援事業補助金を活用し、事業を実施。	毎号「広報はちおうじ」にセミナーや相談会などの実施を掲載(計24回)したほか、市内各施設・駅などへのポスター掲出やチラシの配布などにより若者の目に留まる効果的な周知ができた。また、新たにサポステ事業の対象者には該当しない(一歩手前の)層の支援や就労することに困難を抱えた女性への就労支援を開始したほか、スキルアップセミナーや若者・企業交流会を実施した。昨年に引き続き、東京都人づくり・人材確保支援事業補助金を活用し、事業を実施。 (1)八王子若者サポートステーション実績延べ利用者数2,807人、登録者数399人、進路決定者数58人 (2)若年無業者就労促進事業進路決定者47名(目標55名)協力事業者58社(目標55社)	児童青少年課
33	②地域の相 談・支援体 制の充実	社会的弱者 の支援	消費者保護対策 (相談·計画)	市民が安全で安心な消費生活を送れるよう、消費生活基本計画に基づき消費者生活相談事業等を実施する。	·消費生活相談件数 3,904件·消費生活法律相談件数 118件·消費生活審議会 5回開催	・消費生活相談件数 4,148件・消費生活法律相談件数 181件・消費生活審議会 2回開催	消費生活センター

整理No	計画の視点	重点課題	事業名	事業概要	平成28年度事業の成果(29年3月末現在)	平成29年度事業の成果(30年3月末現在)	担当課
34	②地域の相 談・支援体 制の充実	社会的弱者 の支援	消費者保護対策 (啓発)	市民が消費者被害を認識して危険を回避したり、被害にあった場合に適切に対処できる能力を身に付けることに役立つ消費生活講座や啓発イベントを開催する。	・消費生活講座等 12回開催 ・消費生活フェスティバル 1回開催	 ・消費生活講座等 11回開催 ・消費生活啓発講演会 2回開催 ・消費生活フェスティバル 1回開催 	消費生活センター
35	②地域の相 談・支援体 制の充実	社会的弱者 の支援	東京都福祉サービス 第三者評価受審費補助	福祉サービス第三者評価は、利用者でも事業者でもない 第三者の評価機関がサービスの内容・組織のマネジメント 力等の評価を行い、その結果を公表する仕組みであり、受 審促進のため、その受審費の補助を行う。	都補助件数 ・第三者評価受審費 公設民営保育園(指定管理者) 2件 ・その他サービスの充実(利用者調査のみ) 公設民営保育園(指定管理者) 4件	都補助件数 ・第三者評価受審費 公設民営保育園(指定管理者) 2件 ・その他サービスの充実(利用者調査のみ) 公設民営保育園(指定管理者) 4件	保育幼稚園課
36	②地域の相 談・支援体 制の充実	社会的弱者 の支援	東京都福祉サービス 第三者評価受審費補助 (高齢者福祉施設)	福祉サービス第三者評価は、利用者でも事業者でもない 第三者の評価機関がサービスの内容・組織のマネジメント 力等の評価を行い、その結果を公表する仕組みであり、受 審促進のため、その受審費の補助を行う。	・認知症高齢者グループホーム 16件	都補助件数 ・認知症高齢者グループホーム 15件 ・小規模多機能型居宅介護 1件	高齢者いきいき課
37	②地域の相 談・支援体 制の充実	社会的弱者 の支援	東京都福祉サービス 第三者評価受審費補助 (障害者福祉施設)	福祉サービス第三者評価は、利用者でも事業者でもない第三者の評価機関がサービスの内容・組織のマネジメント力等の評価を行い、その結果を公表する仕組みであり、受審促進のため、その受審費の補助を行う。 ※都補助事業を活用しての補助であり、市単独での第三者評価受審費補助は実施していない。	・障害日中活動系サービス事業所(民設) 37件 (障害者施策推進区市町村包括補助における、障害者日中活動系サービス推進事業補助金の一部として補助。都10/10) ・児童発達支援センター(民設) 1件 (障害者施策推進区市町村包括補助における、児童発達支援センターサービス推進事業	都補助件数 ・障害者日中活動系サービス事業所(公設) 1件 (地域福祉推進区市町村包括補助を活用。 都1/2) ・障害者日中活動系サービス事業所(民設) 30件 (障害者施策推進区市町村包括補助における、障害者日中活動系サービス推進事業補助金の一部として補助。都10/10) ・児童発達支援センター(民設) 1件 (障害者施策推進区市町村包括補助における、児童発達支援センターサービス推進事業補助金の一部として補助。都10/10)	障害者福祉課
38	②地域の相 談・支援体 制の充実	社会的弱者 の支援	社会福祉法人認可事務 及び指導検査事務	介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法等の規定に基づき、介護サービス事業者・障害福祉サービス事業者、児童福祉施設等の検査事務(事業所管課で実施するものを除く)を行う。	【実地検査】 ・老人福祉施設(養護・有料老人ホーム) 22施設 ・介護サービス事業所 469事業所 ・障害福祉サービス事業所等 138事業所 ・児童福祉施設等 102施設	【実地検査】 ・老人福祉施設(養護・有料老人ホーム) 13施設 ・介護サービス事業所等 353事業所 ・障害福祉サービス事業所等 153事業所 ・児童福祉施設等 114施設	指導監査課
39	③地域で支 えあう意識 の醸成と参 加のきっか けづくり	虐待・孤立 化の防止	サロン活動支援事業	高齢者が自ら居住する生活圏の中で、誰もが気軽に参加でき、高齢者同士又は世代を超えた仲間づくりの場を提供する『サロン活動』を自主的に運営する団体の財政的支援をすることで活動を活性化し、「高齢者の外出機会の増加」「孤独感や引きこもりの解消」「健康でいきいきとした生活の実現」を図る。	・活動団体数 132団体 (うち常設は15団体)	・活動団体数 142団体 (うち常設は18団体)	高齢者いきいき課
40	③地域で支 えあう意識 の醸成と参 加のきっか けづくり	社会的弱者 の支援	認知症高齢者支援	65歳以上の高齢者の3~4人に1人は認知症か認知症予備軍の軽度認知障害と推計される現状にある。 認知症は早い時期からの適切なケアや生活習慣病対策で、症状の緩和や一定の進行抑制につながることから、早期発見・早期診断の取り組みをすすめる。 また、認知症は身体的にも精神的にも介護者がストレスを抱えやすい病気である。認知症介護者の活動拠点を整備・運営することにより、今後急増する認知症の人の家族を地域で支え、孤立の防止を図る。	【認知症早期発見・早期診断推進事業】 ・相談件数 89件 ・訪問支援 延5件 【認知症初期集中支援事業】 初期集中支援チーム設置数 4チーム 支援件数 5件	【認知症早期発見・早期診断推進事業】 ・相談件数 36件 ・訪問支援 延0件 【認知症初期集中支援事業】 初期集中支援チーム設置数 4チーム 支援件数 4件	高齢者福祉課

整理No	計画の視点	重点課題	事業名	事業概要	平成28年度事業の成果(29年3月末現在)	平成29年度事業の成果(30年3月末現在)	担当課
41	③地域で支えあう意識の醸成と参加のきっかけづくり		認知症高齢者支援 (認知症サポーター養成)	65歳以上の高齢者の3~4人に1人は認知症か認知症予備軍の軽度認知障害と推計される現状にある。 認知症は早い時期からの適切なケアや生活習慣病対策で、症状の緩和や一定の進行抑制につながることから、早期発見・早期診断の取り組みをすすめる。 また、認知症は身体的にも精神的にも介護者がストレスを抱えやすい病気である。認知症介護者の活動拠点を整備・運営することにより、今後急増する認知症の人の家族を地域で支え、孤立の防止を図る。	【認知症サポーター養成講座】 ・実施回数175回 ・参加者数4,192人	【認知症サポーター養成講座】 ・実施回数174回 ・参加者数4,067人	高齢者福祉課
42	③地域で支 えあう意識 の醸成と参 加のきっか けづくり		認知症高齢者支援 (認知症家族サロン運営)	II .	【認知症家族サロン運営】 ・1団体	【認知症家族サロン運営】 ・1団体	高齢者福祉課
43	③地域で支 えあう意識 の醸成と参 加のきっか けづくり		障害・障害者に対する 知識、理解を深める ための職員研修	平成24年4月1日に「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例」(障害者差別禁止条例)が施行され、また、平成28年4月1日には「障害者を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されたことに伴い、法・条例の主旨、障害及び障害者に対する知識、理解を深めるため、職員研修(指定管理者を含む)を実施。	参加者数 •部課長向け研修4回実施 •第1回主査職 66人 •第2回職員135人、指定管理者33人	参加者数 •第1回:188名 (市職員150名、指定管理者38名) •第2回:192名 (市職員158名、指定管理者34名)	障害者福祉課
44	③地域で支 えあう意識 の醸成と参 加のきっか けづくり	九	学校等への車いす等 体験学習	学校等からの要請を受け、児童・生徒を中心に「福祉講話」「車いす体験」「高齢者疑似体験」「点字体験」「アイマスク体験」を実施する。	・実施件数 177件 ・延参加者数 13,714名	•実施件数 178件 •延参加者数 14,304名	福祉政策課 (社会福祉協議会 市民力支援課)
45	③地域で支 えあう意識 の醸成と参 加のきっか けづくり	外 心的起 学	体験学習サポーターの 養成	多くの体験要望に応えていくため、必要に応じて指導のできる人材を養成することと、体験学習を地域に開けたものにし、関わる人々がつながりを持つことができるよう支援を行う。	・体験学習サポーター 7名・体験学習での活動件数 52件	・体験学習サポーター 6名・体験学習での活動件数 53件	福祉政策課 (社会福祉協議会 市民力支援課)
46	④地域で支 えあう人材 の育成・支 援	虐待·孤立	社会福祉協議会補助金 運営費	社会福祉法の中で、地域福祉に関わる事業を担うと規定 される社会福祉協議会に対し、円滑な事業実施と、適正な 運営体制整備のため運営費等の補助を行っている。		・職員人件費補助 19名分	福祉政策課
47	④地域で支	虐待·孤立	社会福祉協議会補助金 「いきいきプラン八王子」 の推進及び 地域福祉推進 拠点の設置・運営	平成26年度に策定した新たないきいきプランを受けて、 小地域福祉活動を実践する。地域住民の誰もが気軽に集 えるカフェを設置し、常設型サロンとしての機能とともに、 社協職員が常駐し、相談や地域福祉のコーディネートを担 い、地域内交流、地域課題解決を図る。	字督会 9回(102名参加)、趣味の講座 29 回(395名参加)、介護予防教室 40回(560名 参加)	・地域福祉推進拠点石川の運営 学習会 18回(261名)、趣味の講座 64回 (856名)、地域交流講座 10回(144名)、健康 づくり教室 1回(11名)、介護予防教室 42回 (630名)、子ども食堂の支援、男の料理教室 の支援 ・地域福祉推進拠点川口の運営 講座・教室 3回(67名)、合同サロン 1回 (90名)、地域との調整会議 3回(38名) ・地域福祉推進拠点浅川の運営(平成30年3 月31日開所) ・地域福祉推進拠点大和田の運営(平成30年3 月31日開所)	福祉政策課

整理No	計画の視点	重点課題	事業名	事業概要	平成28年度事業の成果(29年3月末現在)	平成29年度事業の成果(30年3月末現在)	担当課
48	④地域で支 えあう人材 の育成・支 援		小地域福祉活動団体情報 交換会	小地域での支えあいの仕組みづくりについて、既に活動している団体及び関係機関のスタッフとともに、それぞれの活動把握や活動の活性化、地域への啓発活動に資するための情報交換会等を開催する。	情報交換会 4回開催 ・各団体からの近況報告 ・学習会「介護予防・日常生活支援総合事	情報交換会 3回開催 ・各団体からの近況報告、情報提供 ・地域の担い手(後継者)不足について ・成年後見あんしんサポートセンターの紹介 ・団体活動保険について 地域包括ケアシンポジウム 1回 ・基調講演 ・パネルディスカッション	福祉政策課 (社会福祉協議会 支えあい推進課)
49	④地域で支 えあう人材 の育成・支 援	虐待・孤立 化の防止	出前講座「高齢者の 見守りについて」	「高齢者等の見守りガイドブック」を活用し、町会・自治会、サロン主催者、民生委員等に対して、出前講座の講座として開催する。 地域の中で見守りサポーターとしての役割を担う人材を育成・確保することにより、見守り機能の強化だけでなく、見守り活動に対する地域住民の意識・関心の向上、地域におけるつながりの構築等を促進する。	・実施回数 4回・受講者数 計124人	・実施回数 1回 ・受講者数 計17人	高齢者いきいき課
50	④地域で支えあう人材の育成・支援		高齢者ボランティア・ ポイント制度	当該制度は、平成20年7月に施行したもので、65歳以上 の高齢者が行う介護支援ボランティア活動に対してポイン トを付与し、このポイントに応じた交付金等を支給すること により、介護予防効果を高めるとともに、高齢者の生きがい と健康づくりを推進することを目的としている。	 高齢者ボランティア登録者 2,403人 高齢者ボランティア受入指定施設等 207施設 74団体 計281 	・高齢者ボランティア登録者 2,587人 ・高齢者ボランティア受入指定施設等 217施設 91団体 計308	高齢者いきいき課
51	④地域で支えあう人材の育成・支援	虐待・孤立 化の防止	高齢者活動 コーディネートセンター	当該事業は、特技を持った高齢者と、それを必要とする個人及び団体とを紹介し、仲介する業務及び、双方の相談業務にあたることにより、高齢者の生きがいづくりに資する高齢者のさまざまな活動を支援することを目的とし、拠点となる高齢者活動コーディネートセンターを事務局として設置している。	・コーディネーター数 163名・講師登録者数 691名・コーディネート成立件数 315件	・コーディネーター数 179名・講師登録者数 644名・コーディネート成立件数 352件	高齢者いきいき課
52	④地域で支 えあう人材 の育成・支 援	虐待・孤立 化の防止	子育て応援団Beeネット	子育て中の家庭を地域で見守り、支援するため、子育て に関わるボランティアを育成・支援する。	•登録者数 492名	·登録者数 530名	子ども 家庭支援 センター
53	④地域で支 えあう人材 の育成・支 援	災害時の要 援護者支援	防災意識市民啓発	防災分野の専門講師による講演会や防災に関わる研修 会などを開催することにより、市民の防災意識向上を図る。	平成28年6月11日(土) 防犯・防災フェア 来場者数 1,500名	台風22号接近に伴う荒天のため開催中止	防災課

整理No	計画の視点	重点課題	事業名	事業概要	平成28年度事業の成果(29年3月末現在)	平成29年度事業の成果(30年3月末現在)	担当課
54	⑤地域で支 えあうしくみ の充実	虐待・孤立 化の防止	見守り協定	「八王子市見守り協定マニュアル」にもとづき、見守り協定事業者のスタッフが通常業務中に気づいた「異変」を、市の見守り専用電話に連絡し情報提供する。情報提供が速やかに行えるよう、専用電話番号を記したステッカー10,000枚を作成し、スタッフが使用する車両等に貼付し活用する。(マニュアルは庁内印刷、専用電話は庁舎管理担当部署による設置、ステッカーのみ外部印刷依頼)連絡を受けた市は、関係機関(高齢者→高齢者あんしん相談センター(地域包括支援センター)、障害者→障害者福祉課(障害者虐待防止センター)、子ども→子ども家庭支援センター)と連携して対応し、情報提供された内容について確認後、情報提供元の見守り協定事業者へ連絡する。	·新規協定締結事業者 5件 (計27件)	·新規協定締結事業者 4件 (計31件)	福祉政策課
55	⑤地域で支 えあうしくみ の充実	虐待・孤立 化の防止	子育てサロン	就学前の子供を養育する者とその子供が、地域で安心して暮すことができるよう、子育てに関する学習や交流等の場を提供する子育てサロン活動を自主的に企画し実施する団体を支援する。	支援団体:10団体	支援団体:12団体	福祉政策課 (社会福祉協議会 支えあい推進課)
56	⑤地域で支 えあうしくみ の充実	社会的弱者 の支援	ボランティア活動支援	地域福祉の推進の一環として、 ボランティア活動をして みたい方やボランティア活動の支援を望む方からの相談を 受け付け、ボランティア登録や活動紹介等のボランティア コーディネートを実施する。	ボランティア登録者数 ・個人登録 473名 ・団体登録 255団体(3,811名)	ボランティア登録者数 ・個人登録 443名 ・団体登録 266団体(4,425名)	福祉政策課 (社会福祉協議会 市民力支援課)
57	⑤地域で支 えあうしくみ の充実	災害時の要 援護者支援	社会福祉協議会補助金 ボランティア活動推進 事業	本市が大規模災害に被災した際、ボランティアをとりまとめ、被災者ニーズとの調整を図ることのできるボランティアリーダーを養成する。被災地でのボランティア活動に対し、その費用の一部を助成するとともに、養成講座、町会・自治会と協働によるボランティア育成等の事業を推進する。	・災害ボランティア養成講座・講演会4回・災害ボランティアリーダー登録者数125人	・災害ボランティア養成講座・講演会 4回・災害ボランティアリーダー登録者数 128人	福祉政策課
58	⑤地域で支えあうしくみの充実	災害時の要 援護者支援	ルの周知	障害者支援者や当事者向けの避難支援マニュアルを配付することにより、災害時に自力での避難が困難な障害者の特性を障害別に理解し、態様に応じた円滑な避難・支援方法の周知を図るとともに、町会自治会等の関係機関に配付することにより、地域における防災対策及び共助の促進を図る。	・「障害がある方のための防災マニュアル」 (当事者向け)及び、「障害者サポートマニュ アル」(支援者向け)の配布、周知 ・総合防災訓練での活用	・「障害がある方のための防災マニュアル」 (当事者向け)及び、「障害者サポートマニュ アル」(支援者向け)の配布、周知 ・総合防災訓練での活用	障害者福祉課

第3期八王子市地域福祉計画の進行管理方法(報告形式)

計画の体系

--マ 地域福祉を推進する しくみの充実

多様化する福祉課題に対する 包括的な相談・支援体制の推進

施策の展開

- ① 地域を基盤とする包括的な相談・支援 体制の強化
- ② 社会福祉協議会の体制強化
- ③ 福祉に携わる職員の専門性の向上
- ④ 情報提供の充実

^{テーマ}地域福祉活動支援・ 人材育成

地域で福祉課題に取り組む 人材の確保

施策の展開

- ① 民生委員・児童委員の活動支援
- ② 地域で支えあう意識づくり
- ③ 地域で取り組むきっかけづくり
- ④ 地域における福祉活動の支援
- ⑤ "市民力·地域力"の向上をめざす 担い手の発掘と連携
- ⑥ 虐待・孤立化の予防や早期発見・早期対応
- ⑦ 防災・防犯活動の推進

^{テーマ} 福祉サービスの充実

社会的弱者の社会的・経済的な 自立と生活の向上

施策の展開

- ① 高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉 等各分野の福祉サービスの充実
- ② 生活困窮者への支援
- ③ 権利擁護の推進
- ④ 福祉施設・事業所の評価と指導・検査
- ⑤ ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの推進

1 地域福祉を推進するしくみの充実

~多様化する福祉課題に対する包括的な相談・支援体制の推進~

現状と課題

- ◆ 高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉など、各分野における相談・支援体制だけでは対応が難しい課題が増えており、こうした課題に対応していくことが必要です。
- ◆ 様々な支援制度がきめ細やかに提供されている反面、利用者にとって複雑で "分かりにくい制度"となっている場合があります。

必要な取組

- ◆ 住民と行政機関等が共に地域課題の解決をめざすしくみを構築します。
- ◆ 社会福祉協議会*と共に取り組み、社会福祉協議会の活動を支援します。
- ◆ 支援を必要としている人の状況に応じた情報提供と、情報バリアフリー*を 推進します。
- ◆ 地域生活課題*などの把握に努めます。

○ 施策の展開

- (1) 地域を基盤とする包括的な相談・支援体制の強化
- (2) 社会福祉協議会の体制強化
- (3) 福祉に携わる職員の専門性の向上
- (4) 情報提供の充実

このテーマにおける目標

① 近隣に高齢・病気などで困っている世帯があった場合に、民生委員・児童委員 に相談する人の割合

年 度	H28 調査時	H32 年度 (2020)	H34 年度 (2022)
内 容	7.1%	11.7%	14.8%
	調査結果		

② 地域でおきる生活上の課題に対して、住民相互の協力関係が必要だと思う人の割合

年 度	H28 調査時	H32 年度 (2020)	H34 年度 (2022)
内 容	73.6%	79.1%	82.2%
	調査結果		

Plan(計画)

(1)地域を基盤とする包括的な相談・支援体制の強化

多様化・複雑化する地域生活課題*に対応し、市民にとって身近な場所で気軽に相談することができるまちづくりを推進します。地域における住民主体の福祉活動や民生委員・児童委員*による相談・支援体制、内容に応じた専門的な相談・支援機関のネットワーク化を強化します。なお、地域と専門的な相談・支援機関との"コーディネート役"を社会福祉協議会*が担います。

Do(実行)

平成30年度の取組

包括的な相談・支援体制の構築

きめ細やかな支援や多様な課題に一体的に取り組むことができるよう、行政のみならず、地域を基盤とした包括的な相談・支援のしくみを構築します。

今年度は、~~

"包括的な地域福祉ネットワーク会議"の設置

専門的な相談・支援機関によって構成するネットワーク会議を設置します。情報共有 や地域生活課題の把握・解決に向け、課題を包括的に受け止め、サービスを一体的に 実施する方法などについて検討します。(開催回数: ~回)

社会福祉審議会の運営

社会福祉審議会*は、本市の福祉に関わる課題について調査・審議する市長の附属機関で、福祉の総合的な発展について5つの専門分科会に分かれて審議を行っています。

各専門分科会の会長・副会長で構成する代表者会では、分野間の情報共有や共通課題について審議することで、本市の地域福祉を推進します。(開催回数: ~回)

() () の実施

(事業概要を掲載)

Check(評価)

この施策における活動指標

○ "包括的な地域福祉ネットワーク会議"の開催回数

対象者別の専門的な相談・支援機関の連携を強化するためのネットワーク会議開催 回数を活動指標とします。

年度	策定時	H30 年度 (2018)	H31 年度 (2019)	H 32 年度 (2020)	H33 年度 (2021)	H34 年度 (2022)
内容	(新規)			年間2回 程度		年間2回 程度

自己評価

事務局がコメント記入

Act(改善)

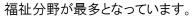
会議後、分科会の意見・議論を集約

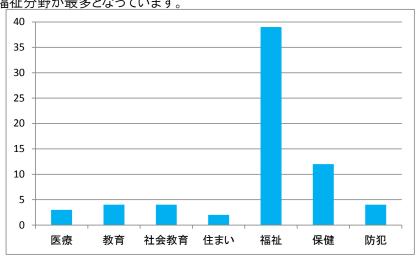
"包括的な地域福祉ネットワーク会議"に向けて

市関係所管*・社会福祉協議会に対し、「附属機関・懇談会・情報交換会等の実態把握調査」を行いました。 この結果と本日の議論を踏まえ、"包括的な地域福祉ネットワーク会議"の設置を目指します。

1 今回の調査で回答があった会議について

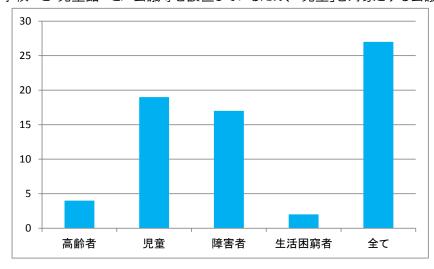
(1)分野





(2)対象者

学校ごと・児童館ごとに会議等を設置しているため、「児童」を対象とする会議が多くなっています。



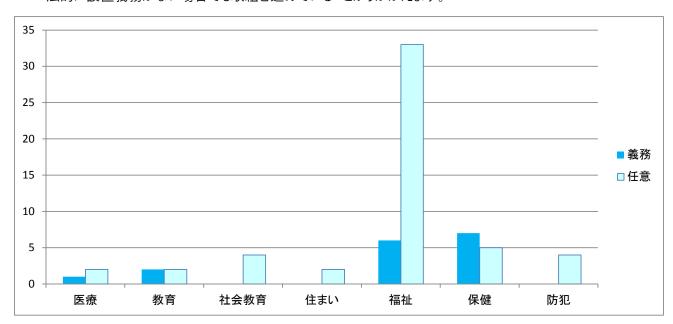
(3)分野と対象者

対象者ごとに取組をするのが福祉の特徴の一つといえます。

	高齢者	児童	障害者	生活困窮者	全て	計
医療			1		2	3
教育		4				4
社会教育					4	4
住まい				1	1	2
福祉	4	14	13	1	8	40
保健		1	3		8	12
防犯					4	4
計	4	19	17	2	27	69

(4)設置義務

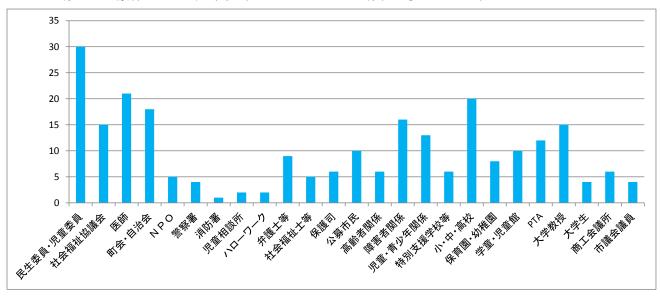
法的に設置義務がない場合でも取組を進めていることがうかがえます。



2 構成員

構成員の分類

「市職員等」「その他」を除くと、「民生委員・児童委員」「医師」「小・中・高校」「町会・自治会」が多く、様々な会議体において、"中核的なメンバー"のような存在と考えられます。



- 3 "包括的な地域福祉ネットワーク会議"に向けて(案)
 - (1)設置目的

本市の福祉に関わる専門的な相談・支援機関の連携を強化するため

(2)所掌事項

- ✓ 専門的な相談·支援機関同士の情報共有
- ✓ 地域生活課題の把握及び解決に向けた取組の検討
 - ▶ 地域生活課題の把握
 - ▶ 行政として喫緊に取り組む課題の把握
 - ▶ 社会福祉法人 地域貢献事業等との連携方法の検討
 - ▶ 地域住民による取組が望まれる課題の把握
- ✓ 福祉圏域についての検討

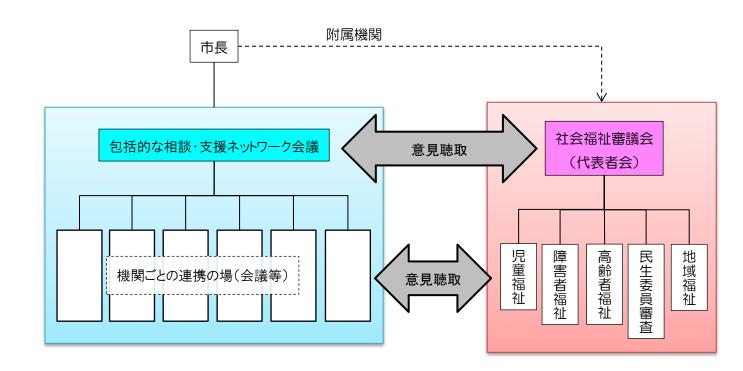
など

(3)構成員案

<分野>

- ① 福祉(地域福祉、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、生活福祉)
- ② 保健・医療
- ③ 教育
- ④ 住まい

(4)社会福祉審議会との関係



(5)今後の流れ

7月25日 地域福祉専門分科会に調査の報告

→ 調査結果・分科会の意見を踏まえ、再検討

(10月 地域福祉専門分科会に協議)

1~2月 第1回"包括的な地域福祉ネットワーク会議"開催

附属機関・懇談会・情報交換会等の実態把握調査 調査票

No.	会議名	事務局	概要	設置根拠	関係法令等	義務/任意	開催頻度	構成員数	対象者別	分野
1	八王子市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会	福祉部福祉政策課	地域福祉計画における重点事業や課題、その他 地域福祉に関する重要事項について調査・審議を 行う。	八王子市社会福祉審議会条例	社会福祉法第4~6条、106 ~107条など	任意	3~4回/年	9名	全て	福祉
2	八王子市障害者等歯科診療·歯科医療連携推進 懇談会	医療保険部 地域医療政策課	障害者等歯科診療事業・歯科医療連携推進事業 の運営及び推進に関し、意見交換及び情報収集 を行う。	八王子市障害者等歯科診療·歯科医療連携推進懇談 会設置要綱	-	任意	1回/年	13名	障害者	医療
3	八王子市医療連携推進懇談会	医療保険部 地域医療政策課	八王子市中核病院、一般病院、診療所、歯科診療所間で構築される医療連携システムについて意見聴取を行う。	八王子市医療連携推進懇談 会設置要綱	-	任意	1回/年	9名	全て	医療
4	八王子市奨学審議会	学校教育部教育支援課	奨学生の選考その他奨学金支給事業を円滑かつ 適正に運営するための審議を行う。	八王子市奨学審議会規則	八王子市奨学資金支給条例 第9条	義務	1回/年	13名	児童	教育
5	就学相談調整会議	学校教育部教育支援課	本市における特別な支援が必要と思われる児童・ 生徒に適切な教育を保障するために会議を開催 する。	「就学相談調整会議」開催要綱		任意	23回/年	216名 (1回の会議 につき、最大 40名程度)	児童	教育
6	八王子市特別支援教育ネットワーク会議	学校教育部教育支援課	育委員会と地域の関係機関が連携して支援が 要な子どもたちを支えるネットワークを構築する りに、会議を開催する。 ハ王子市特別支援教育ネット ワーク会議開催要綱			任意	3回/年	10名	児童	教育
7	八王子市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会	福祉部高齢者いきいき課	高齢者福祉に関する事項や介護保険制度の円滑な運営、高齢者計画・介護保険事業計画の策定及び進行管理等について審議を行う。	八王子市社会福祉審議会条 例	介護保険法(平成9年法律第 123号)	任意	5回/年	15名	高齢者	福祉
8	八王子市社会福祉協議会 高齢者あんしん相談センター運営部会	福祉部高齢者福祉課	高齢者あんしん相談センターの公正・中立性の確保及び適切な運営を図るために必要な審議を行う。	八王子市高齢者あんしん相 談センター運営部会運営要 綱	介護保険法第115条の48	任意	3回/年	6名	高齢者	福祉
9	認知症高齢者ネットワーク会議	福祉部高齢者福祉課	認知症の見守り体制の構築及び理解促進など、認知症対策を総合的かつ効果的に推進するための検討を行う。	認知症高齢者ネットワーク会議設置要綱	介護保険法第115条の48	任意	3回/年	19名	高齢者	福祉
10	八王子市生活支援サービスの充実に関する研究会	福祉部高齢者福祉課	要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とするための体制づくりに関する検討を行う。	八王子市生活支援サービス の充実に関する研究会設置 要綱	介護保険法第115条の45第 2項第5号	任意	1~2回/年	11名	高齢者	福祉
11	八王子市立学童保育所障害児保育に関する専門会議	子ども家庭部 児童青少年課	学童保育所で障害児を受け入れることによって生じた事案について、外部の視点から意見または助言を求める。	八王子市立学童保育所障害 児保育に関する専門会議開 催要綱	·八王子市学童保育所条例 ·八王子市立学童保育所障 害児保育実施要綱	任意	概ね2回/年	9名以内	児童	福祉
12	社会を明るくする運動八王子市実施委員会	子ども家庭部 児童青少年課	すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である。毎年7月の強化月間を中心に市民への啓発活動を実施している。	社会を明るくする運動八王子市実施委員会規約	法務省主唱、東京都"社会を明るくする運動"〜犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ〜実施要領	義務	·役員会2回 ·実施委員会2 回 ·駅頭一斉広報 活動 ·講演会等	47名	児童	福祉
13	八王子市立浅川児童館地域連絡会	子ども家庭部 児童青少年課	児童館事業や地域行事の理解を深め、互いに支援・協働するための情報交換等を行う。	八王子市立児童館地域連絡 会設置要綱	・児童館の設置運営要綱・児童館ガイドライン	任意	1回/年	15名	児童	福祉
14	八王子市立中郷児童館地域連絡会	子ども家庭部 児童青少年課	児童館事業や地域行事の理解を深め、互いに支援・協働するための情報交換等を行う。	八王子市立児童館地域連絡 会設置要綱	・児童館の設置運営要綱・児童館ガイドライン	任意	2回/年	15名	児童	福祉
15	八王子市立中野児童館地域連絡会	子ども家庭部 児童青少年課	児童館事業や地域行事の理解を深め、互いに支援・協働するための情報交換等を行う。	八王子市立児童館地域連絡 会設置要綱	・児童館の設置運営要綱・児童館ガイドライン	任意	2回/年	18名	児童	福祉
16	八王子市立南大谷児童館地域連絡会	子ども家庭部 児童青少年課	児童館事業や地域行事の理解を深め、互いに支援・協働するための情報交換等を行う。	八王子市立児童館地域連絡 会設置要綱	・児童館の設置運営要綱・児童館ガイドライン	任意	2回/年	14名	児童	福祉
17	八王子市立北野児童館地域連絡会	子ども家庭部 児童青少年課	児童館事業や地域行事の理解を深め、互いに支援・協働するための情報交換等を行う。	八王子市立児童館地域連絡 会設置要綱	・児童館の設置運営要綱・児童館ガイドライン	任意	2回/年	17名	児童	福祉
18	八王子市立館ヶ丘児童館地域連絡会	子ども家庭部 児童青少年課	児童館事業や地域行事の理解を深め、互いに支援・協働するための情報交換等を行う。	八王子市立児童館地域連絡 会設置要綱	・児童館の設置運営要綱・児童館ガイドライン	任意	1回/年	12名	児童	福祉

1/5

No.	会議名	事務局	概要	設置根拠	関係法令等	義務/任意	開催頻度	構成員数	対象者別	分野
19	八王子市立由木児童館地域連絡会	子ども家庭部 児童青少年課	児童館事業や地域行事の理解を深め、互いに支援・協働するための情報交換等を行う。	八王子市立児童館地域連絡 会設置要綱	・児童館の設置運営要綱・児童館ガイドライン	任意	2回/年	17名	児童	福祉
20	八王子市立松が谷児童館地域連絡会	子ども家庭部 児童青少年課	児童館事業や地域行事の理解を深め、互いに支援・協働するための情報交換等を行う。	八王子市立児童館地域連絡 会設置要綱	・児童館の設置運営要綱・児童館ガイドライン	任意	1回/年	21名	児童	福祉
21	八王子市立元八王子児童館地域連絡会	子ども家庭部 児童青少年課	児童館事業や地域行事の理解を深め、互いに支援・協働するための情報交換等を行う。	八王子市立児童館地域連絡 会設置要綱	・児童館の設置運営要綱・児童館ガイドライン	任意	1回/年	18名	児童	福祉
22	八王子市立川口児童館地域連絡会	子ども家庭部 児童青少年課	児童館事業や地域行事の理解を深め、互いに支援・協働するための情報交換等を行う。	八王子市立児童館地域連絡 会設置要綱	・児童館の設置運営要綱・児童館ガイドライン	任意	1回/年	19名	児童	福祉
23	ハ王子市社会福祉協議会 いきいきプラン八王子推進委員会	社会福祉協議会 支えあい推進課	第2次八王子市地域福祉推進計画の進捗状況を 把握し、評価、点検を行い、計画を推進する。	社会福祉法人八王子市社会 福祉協議会 いきいきプラン 八王子推進委員会設置要綱		任意	3回/年	10名	全て	福祉
24	成年後見・あんしんサポートセンター八王子 センター運営委員会	八王子市社会福祉協 議会 成年後見・あん しんサポートセンター 八王子	成年後見推進機関に対して、第3者の立場から運営方針等について指導・助言を行う。	社会福祉法人 八王子市社	東京都成年後見活用あんし ん生活創造事業実施要綱 (要綱上設置は必須)		4回/年	7名	全て	福祉
25	ボランティア活動推進協議会	社会福祉協議会	ボランティアのまちづくりを推進し、八王子市ボラン ティアセンターの運営を円滑にするための審議、立 案、提案を行う。	ボランティア活動推進協議会要綱		任意	3回/年	14名	全て	福祉
26	歳末たすけあいバザー実行委員会	社会福祉協議会	天同募金連動の一環として位直つけられている蔵 末たすけあい運動の募金事業の一つとして歳末た すけあいバザーを実施するため、事業の企画運営	歳末たすけあいバザー実行		任意	3回/年	20名	全て	福祉
27	歳末たすけあい募金配分検討委員会	社会福祉協議会	八王子市の歳末たすけあい運動による募金の配分に関する事項について検討し、使途の明確化を図るため歳末たすけあい募金の配分に関する事項について検討、協議する。			任意	1回/年	10名	全て	福祉
28	東京都共同募金会八王子地区協力会	社会福祉協議会	区域内の地域福祉の推進のため、東京都共同募金会八王子地区協力会の運営に住民の参加を図り、民意を十分反映し共同募金運動を行うことを目的とし、共同募金活動を実施する。			任意	1回/年	10名	全て	福祉
29	東京都共同募金会八王子地区配分推せん委員会	社会福祉協議会	八王子地区の住民の地域福祉ニーズに応じて、 地域における配分を調整し、東京都共同募金会 (以下「都共募」という。)の配分委員会に対して、 意見具申等を行う。	東京都共同募金会八王子地 区配分推せん委員会会則		任意	1回/年	10名	全て	福祉
30	八王子市居住支援協議会	まちなみ整備部住宅政策課	住宅確保要配慮者(低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯、外国人等、住宅の確保に特に配慮を要する方)の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、不動産関係団体、居住支援団体、地方公共団体が連携し、住宅確保要配慮者及び賃貸人の双方に情報提供等の支援を行う。	八王子市居住支援協議会 会則	住宅確保要配慮者に対する 賃貸住宅の供給の促進に関 する法律第51条	任意	2~3回/年	10名	生活困窮者	住まい
31	八王子市営住宅管理審議会	まちなみ整備部 住宅政策課	市営住宅の管理計画に関すること及び市営住宅 の管理に関する重要事項について審議する。	八王子市営住宅管理審議会 条例	地方自治法第138条の4第3 項	任意	3回~4回/年	9名	全て	住まい
32	八王子市消費生活審議会	市民部消費生活センター	市民の消費生活における利益の援護及び増進を 図り、市民の消費生活の安定及び向上のため、重 要事項などの調査審議を行う。	八王子市消費生活条例		任意	2回/年	10名	全て	防犯
33	八王子市消費者教育推進協議会	市民部消費生活センター	市内における消費者教育を推進するため情報の 交換・調整を行い、消費者教育推進計画の作成・ 変更に関して意見を述べる。	八王子市消費者教育推進協 議会設置要綱	消費者教育の推進に関する 法律第20条第1項	任意	2回/年	16名	全て	防犯
34	八王子市消費生活啓発推進委員会	市民部消費生活センター	市民の消費生活に関する知識の普及及び自主的な活動の推進を行うとともに、市が実施する消費者背策への協力を行う。	八王子市消費生活啓発推進 委員会設置要綱	_	任意	定例会12回 /年、その 他随時開催	規定なし	全て	防犯
35	八王子市消費者団体連絡会	市民部消費生活センター	安全·安心な消費生活を実現するため、消費者団体相互の交流と情報交換を行い、協力連携を図る。	八王子市消費者団体連絡会 設置要綱	_	任意	随時開催	規定なし	全て	防犯

No.	会議名	事務局	概要	設置根拠	関係法令等	義務/任意	開催頻度	構成員数	対象者別	分野
36	八王子市障害者の権利擁護に関する調整委員会	福祉部障害者福祉課	障害者に対する差別をなくすための取組を効果的かつ円滑に行うため、市長の附属機関として設置。 【所掌事務】 (1)対象事案に係る申立てについての調査審議に関すること。 (2)障害者差別解消法第18条第1項及び第3項に規定する事務に関すること。 (3)差別と思われる事案に係る協議及び当該事案に係る事実についての調査に関すること。	障害のある人もない人も共に 安心して暮らせる八王子づくり 条例	障害を理由とする差別の解消 の推進に関する法律	任意	2~3回/年	16名	障害者	福祉
37	八王子市障害者地域自立支援協議会	福祉部障害者福祉課	誰もが、障害の有無、年齢、性別を問わず、地域 社会でともに支えあい、安心して暮らせるまちづくり を目指し、保健、医療、福祉、教育、労働などの分 野で様々な人や機関と連携し、相談支援体制の 充実などを図り、本人の意向に基づいた必要な支 援を受け、生涯すべての場面において、自立した 日常生活を営むことができる社会を構築するため の協議の場とする。	八王子市障害者地域自立支 援協議会設置要綱	障害者の日常生活及び社会 生活を総合的に支援するた めの法律第89条の3	任意	5回/年	26名	障害者	福祉
38	八王子市障害者地域自立支援協議 運営会議	 福祉部障害者福祉課 	障害者地域自立支援協議会の運営について協議 を行う。	八王子市障害者地域自立支 援協議会設置要綱		任意	5回/年	11名	障害者	福祉
39	八王子市障害者地域自立支援協議会 権利擁護推進部会	福祉部障害者福祉課	障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八 王子づくり条例の基本理念にのっとり、障害のある 人への理解を深める取組や差別をなくすための取 り組みを協議実施するほか、虐待防止に向けた取 り組みも行う。	八王子市障害者地域自立支 援協議会設置要綱		任意	8~9回/年	13名	障害者	福祉
40	八王子市障害者地域自立支援協議会 子ども部会	福祉部障害者福祉課	地域で暮らす障害児について、保護者が安心して子育てできる環境、子どもたちがのびのびと健やかに成長し、将来自立した生活を送れるよう、ライフステージに即した切れ目ない支援に関する現状把握と情報の共有を行い、成人期へスムーズな移行ができるよう支援体制を構築するための協議を行う。			任意	3回/年	15名	障害者	福祉
41	八王子市障害者地域自立支援協議会 地域移行·継続支援部会	福祉部障害者福祉課	障害者が施設や病院から、地域で自立した生活が暮らせるよう、その支援について協議する。 ・地域生活支援拠点事業の運営協議 ・災害時の当事者マニュアル・支援者マニュアルの作成 ・精神の地域移行個別支援 ・グループホーム連絡会 ・日中活動系連絡会・・など			任意	6回/年	16名	障害者	福祉
	八王子市障害者地域自立支援協議会 就労支援部会		地域で「働く」当事者の現状や就労支援の在り方、 関係者のネットワークを広げること、企業就労に向 けた課題などを協議する。	八王子市障害者地域自立支 援協議会設置要綱		任意	4回/年	12名	障害者	福祉
43	八王子市障害支援区分認定審査会		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第21条に規定する障害支援区分の審査判定を行う。	及び社会生活を総合的に支		義務	4~5回/月	15名	障害者	福祉
44	社会福祉審議会 障害者福祉専門分科会	福祉部障害者福祉課	障害者の福祉に関する調査審議を行う。	八王子市社会福祉審議会条 例	社会福祉法第11条	義務	1回/3年	3名	障害者	福祉
45	社会福祉審議会 障害程度審査部会	福祉部障害者福祉課	社会福祉法施行令第3条第1項に規定する身体 障害者の障害程度の審査を行う。	八王子市社会福祉審議会条例	社会福祉法施行令第3条第1 項	義務	4回/年	11名	障害者	福祉

No.	会議名	事務局	概要	設置根拠	関係法令等	義務/任意	開催頻度	構成員数	対象者別	分野
46	社会福祉審議会 指定医審査部会	福祉部障害者福祉課	身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師 の指定に関する事項の審査を行う。	八王子市社会福祉審議会 条例	身体障害者福祉法第15条第 1項、第2項	義務	4回/年	11名	障害者	福祉
47	社会福祉審議会 自立支援医療機関審査部会	福祉部障害者福祉課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関の指定に関する事項の審査を行う。	八王子市社会福祉審議会 条例	障害者の日常生活及び社会 生活を総合的に支援するた めの法律第59条第1項	任意	4回/年	13名	障害者	福祉
48	社会福祉審議会 障害者施設等整備補助審査部会	福祉部障害者福祉課	施設整備補助に係る法人等の審査を行う。	八王子市社会福祉審議会 条例		任意	2~3回/年	6名	障害者	福祉
49	動物愛護推進協議会	健康部生活衛生課	動物愛護推進員の委嘱及び動物愛護推進員の活動に対する支援等について必要な協議を行う。	八王子市動物の愛護及び管 理に関する条例 八王子市動物愛護推進協議 会設置要綱	動物の愛護及び管理に関す る法律第39条	任意	2回/年	9名	全て	保健
50	東京都薬物乱用防止指導員	健康部生活衛生課	東京都知事により委嘱された薬物乱用防止指導 員が八王子地区協議会において薬物乱用防止推 進の啓発活動を行う。			任意	総会1回/年 啓発活動等 2-3回/年	17名	全て	保健
51	薬物乱用防止推進サポーター	健康部生活衛生課	東京都薬物乱用防止推進八王子地区協議会の 活動を支援することにより、薬物乱用の根絶を図る ことを目的としている。	八王子市薬物乱用防止推進 サポーター事業実施要綱		任意	啓発活動等 2-3回/年	15名	全て	保健
52	八王子市生活困窮者自立支援ネットワーク会議	福祉部生活自立支援課	生活困窮者自立支援法に基づく事業を実施するにあたり、関係機関・関係者のネットワークを構築し、生活困窮者に対する包括的な支援を効果的に実施することを目的として、事業に関する情報共有、地域における支援体制の検討を行う。	八王子市生活困窮者自立支 援ネットワーク会議設置要綱	生活困窮者自立支援法第3条	任意	1~2回/年	27名	生活困窮者	福祉
53	八王子市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会	子ども家庭部子どもの しあわせ課	教育・保育等施設の利用定員の設定に関すること、子ども・子育て支援事業計画に関すること等について調査・審議を行う。	八王子市社会福祉審議会 条例	子ども・子育て支援法第77条	義務	3~4回/年	16名	児童	福祉
54	八王子市保・幼・小子育て連絡協議会	子ども家庭部子どもの しあわせ課	保育園·幼稚園·小学校·学童保育所や児童館などの関係機関が、相互連携の強化や情報交換、 共通課題への取組みを行う。	八王子市保·幼·小子育て連 絡協議会規約	-	任意	3回/年	22名	児童	福祉
55	八王子市保健福祉センター運営協議会	大横保健福祉センター	センターの運営に関する基本的事項について協議する。	八王子市大横保健福祉センター条例 八王子市東浅川保健福祉センター条例 八王子市南大沢保健福祉センター条例	八王子市保健福祉センター 運営協議会規則	任意	2回/年	14名	全て	保健
56	八王子市男女共同参画施策推進会議	男女共同参画課	八王子市における男女共同参画に関する総合的 な施策の推進について、外部の視点からの意見ま たは助言を求める。	八王子市男女共同参画施策 推進会議開催要綱		任意	5~7回/年	10名	全て	社会教育
57	八王子市国民健康保険運営協議会		国民健康保険事業の運営に関する事項を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業 の運営に関する協議会を置く。	国民健康保険法 国民健康保険法施行令 八王子市国民健康保険条例		義務	3~4回/年	14人	全て	医療
58	八王子市ドメスティック・バイオレンス被害者支援連 絡会議	男女共同参画課	ドメスティック・バイオレンスを防止し、その被害者を 保護するため、関係機関が協力し、連絡会議を行 う。			任意	1回/年	25名	全て	社会教育
59	八王子市保健所運営会議	健康部健康政策課	公衆衛生及び保健所の運営に関する事項について、総合的な見地から意見交換を行う。	八王子市保健所運営会議開 催要綱		任意	1回/年	14名	全て	保健
60	八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会	学校教育部指導課	いじめの防止等のための対策を実効的に行い、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、答申する。必要があるときは、教育委員会に意見を述べることができる。	いじめを許さないまち八王子 条例	いじめ防止対策推進法第十 四条	義務	3回/年	14名	児童	教育
61	大気汚染障害者認定審査会	健康部保健対策課	大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例(昭和47年東京都条例第117号) 第5条第1項の規定に基づく認定を行う。	八王子市大気汚染障害者認 定審査会条例	大気汚染に係る健康障害者 に対する医療費の助成に関 する条例	義務	12回/年	6名	全て	保健

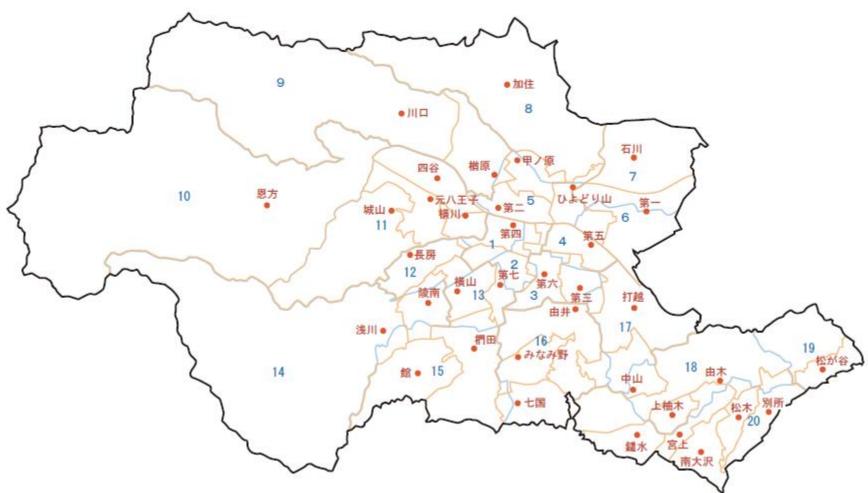
No	会議名	事務局	概要	設置根拠	関係法令等	義務/任意	開催頻度	構成員数	対象者別	分野
62	感染症の診査に関する協議会	健康部保健対策課	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に 関する法律第十八条第一項の規定による通知、 第二十条第一項(第二十六条において準用する 場合を含む。)の規定による勧告及び第二十条第 四項(第二十六条において準用する場合を含 む。)の規定による入院の期間の延長並びに第三 十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用 の負担に関し必要な事項を審議する。	八王子市感染症の診査に関 する協議会条例	感染症の予防及び感染症の 患者に対する医療に関する 法律	義務	40回/年	10名	<u>対象省が</u> 全て	保健
63	八王子市小児慢性特定疾病審査会	健康部保健対策課	児童福祉法に基づき小児慢性特定疾病医療費の 支給申請の内容について、審査を行う。	八王子市小児慢性特定疾病 審査会条例	児童福祉法第19条の4	義務	12回/年	6名	児童	保健
64	八王子市保健所難病保健医療福祉調整会議	健康部保健対策課	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第32条に規定する「難病対策地域協議会」に準ずるものとして位置付け、八王子市における難病保健医療福祉活動を総合的かつ効果的に推進するための検討会議を開催する。	八王子市保健所難病保健医 療福祉調整会議開催要綱	難病の患者に対する医療等 に関する法律	義務	1回/年	18名	障害者	保健
65	八王子市地域精神保健医療福祉推進会議	健康部保健対策課	精神保健医療福祉活動を総合的かつ効果的に推進するため推進会議を開催する。	八王子市地域精神保健医療 福祉推進会議開催要綱	精神保健及び精神障害者福 祉に関する法律	義務	1回/年	22名	障害者	保健
66	八王子市地域精神保健医療福祉実務者連絡会	健康部保健対策課	精神障害者の地域生活移行や地域定着を推進するための実務者連絡会を開催し、精神障害者が安心して地域で暮らせる支援ネットワークを推進する。			義務	1回/年	18名	障害者	保健
67	八王子市自殺対策検討会議	健康部保健対策課	自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第12 条の規定による自殺総合対策大綱(平成29年7 月25日閣議決定)に基づき、関係機関及び民間 団体等の連携を確保し、本市における自殺対策を 総合的に推進する。	八王子市自殺対策検討会議 開催要綱	自殺対策基本法	義務	6回/年	16名	全て	保健
68	八王子市市民企画事業補助金申請事業評価会議	市民活動推進部 協働推進課	市民が企画・実施する応募事業について、補助金 交付事業として採択するか、評価を行う。	八王子市市民企画事業補助 金申請事業評価会議設置要 綱	なし	任意	3~4回/年	7名	全て	社会教育
69	地域参加支援に関する情報交換会	市民活動推進部協働推進課	市内で地域活動等に関する中間支援的な活動を 行っている各団体により構成され、各々が円滑か つ効果的・効率的な事業展開を図るため、情報交 換を行う。	_	なし	任意	2回/年	7団体	全て	社会教育

5/5

福祉圏域について 区域ごとに見る各圏域の様子

	域につい 	<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	高齢者福祉			児童福祉		<u></u>	 :協
2022	事務所			中学校区	生活支援体制	高齢者あんしん	高齢者見守り	障害者福祉	子ども家庭	保健福祉 センター	地域福祉推進	
			地区		整備事業	相談センター	相談窓口		支援センター	センター	拠点	ういずサービス
		1地区	追分町 千人町一~四丁目 日吉町 元本郷町 一~四丁目 長房町(水崎町会)	第四中、第七中		(元本郷)			館			
			八幡町 八木町 平岡町 本郷町 大横町 小門町 台町二〜四丁目 (台町二丁目5・6 台町三丁目1〜3を除く)	第四中、第六中、 第七中		大横						
中央	00市民課	3地区	子安町一~四丁目 寺町 万町 上野町 天神町 南新町 台町一丁目 台町二丁目5·6 台町三 丁目1~3 緑町 旭町1-18 小比企町846	第三中、第六中 (第七中·由井中)	中央部	子安			みなみ野		大和田	
			横山町 八日町 本町 元横山町一〜三丁目 田町 新町 明神町一〜四丁目 東町 旭町(1-18 を除く) 三崎町 中町 南町	第五中、第六中		旭町				-1 +#		北部圏域・
		5地区	中野町 暁町一〜三丁目(暁町一丁目49を除く) 中野山王一〜三丁目 中野上町一〜五丁目 清 川町	ひよどり山中、 第二中、甲ノ原中		中野	中野			大横		中央圏域
		6地区	大和田町一〜七丁目 富士見町 大谷町の一部 暁町一丁目49	第一中、 ひよどり山中		(大和田)			石川			
	14石川		高倉町 石川町 宇津木町 平町 小宮町 久保 山町一・二丁目 大谷町の一部 丸山町	第一中、石川中		(小宮)			· 11711			
北部	11加住	8地区	尾崎町 左入町 滝山町一・二丁目 梅坪町 谷 野町 みつい台ー・二丁目 丹木町一〜三丁目 加住町一・二丁目 宮下町 戸吹町 高月町	加住中、甲ノ原中 (ひよどり山中)	北部	左入		「あくせす」			石川	
	10川口	9地区	川口町 上川町 犬目町 楢原町 美山町	川口中、楢原中 (第二中)		ШП		・ 「ぴあらいふ」				
西部	09恩方	10地区	下恩方町 上恩方町 西寺方町 小津町	恩方中	西部	恩方			元八王子		ЛΙ□	
			大楽寺町 上壱分方町 諏訪町 四谷町 叶谷町	元八王子中、		元八王子		「八王子地域生活支援室 高尾」	757 1		711-	
	08元八王子		四谷中、横川中、 城山中		もとはち南							
	03横山		並木町 長房町(水崎町会、194-2~197-22、 202-4を除く) 城山手一 ・二丁目	横山中、長房中、 第四中、陵南中		長房	長房	「待夢」 •		東浅川		西部圏域・ 西南部圏域
西南部		13地区	散田町一〜五丁目 山田町 めじろ台一〜四丁 目	第七中、横山中、 椚田中(陵南中)	西南部	めじろ		「サポート南多 摩」	館		浅川	
ш тт ни	02浅川		東浅川町 初沢町 高尾町 南浅川町 西浅川町 裏高尾町 廿里町 狭間町(1389、1504-2、 1682-1999)	浅川中、陵南中	i iii iii	高尾			ДЦ		22711	
	04館	15地区	椚田町 館町 寺田町 大船町 狭間町(1450- 1465)	陵南中、椚田中、 館中		寺田	館ヶ丘					
東南部	13由井	16地区	小比企町(846を除く) 片倉町 西片倉 宇津 貫町 みなみ野ー〜六丁目 兵衛一・二丁目 七 国一〜六丁目	由井中、 みなみ野中、七国 中	東南部	片倉			みなみ野		(由井)	
NOTH HIS		17地区	北野町 打越町 北野台一〜五丁目 長沼町 絹ヶ丘一〜三丁目	第三中、打越中、 中山中	SISTI HIS	長沼			, 0, 21			
	05由木		下柚木 下柚木二·三丁目 上柚木 上柚木二 · 三丁目 中山 越野 南陽台一~三丁目 堀之内 堀之内二·三丁目	由木中、上柚木中、 宮上中、別所中		堀之内				南大沢		東南部圏域・ 東部圏域
東部	06由木東	19地区	東中野 大塚 鹿島 松が谷	由木中、松が谷中	東部	(由木東)	松が谷		南大沢		(由木)	
	07南大沢	20地区	南大沢一~五丁目 松木 別所一 ·二丁目 鑓 水二丁目 鑓水	南大沢中、宮上中、 別所中、松木中、 鑓水中		南大沢						

中学校1~20 民生委員・児童委員協議会



社会福祉法人同胞援護婦人連盟 無料塾を中心とした取り組み~平成29年度報告~

【社会福祉充実計画(平成29年度) 地域福祉専門分科会からの意見に対する実施状況】

- ・対象者の選定・募集方法に留意されたい。また、対象とならない者の対応にも留意されたい。
- →募集を八王子市自立支援課、子育て支援課からの紹介をお願いし、希望者への面談を実施。 選考委員会を設け、選定に留意している。
- 子育て世帯のニーズを踏まえた事業の実施を、具体的に検討されたい。
- →29年度はまず保育園入園準備用品の作成を実施した。30年度には最低6回程度の子育て世帯を対象にイベント開催を予定している。
- ・ボランティア講師への研修や手当ての支給について検討されたい。
- →検討を継続中。
- ・年度別の事業費について、その内訳を明確にされたい。
- →予算作成、理事会、評議員会の承認を受けて実施した。
- ・今社会福祉充実計画終了後の事業の継続についても留意されたい。
- →理事会、評議員会へ意見を伝え、継続の方向。

【スケジュール】

平成29年度(1年目):無料塾の開設、子育て世帯向け事業の検討試行

平成30年度(2年目):無料塾の運営、子育て世帯向け事業の実施

平成31年度(3年目):無料塾の運営(拡充)、子育て世帯向け事業の実施

平成32年度(4年目):無料塾の運営(拡充)、子育て世帯向け事業の実施

平成33年度(5年目):無料塾の運営(拡充)、子育て世帯向け事業の実施

【事業の取り組み状況】

•事業概要

生活保護世帯、住民税非課税世帯等の子どもを対象とした「学習支援」「軽食提供」「居場所づくり」 「家族支援」を行なう無料塾の開設運営。

無料塾では、将来の選択肢を広げるために、学力を身につけ進学できるように、コミュニケーション能力等「生きていく力」をつけて「自分のこれから」を切り拓くサポートをする。

子育て世帯の方々が地域で孤立することなく、子供連れで気軽に立ち寄り交流、必要な情報や技術を入手できるようイベントを企画提供する。

•事業内容

子育て応援事業実施拠点NPO法人木馬西八王子ビル1階95.48 ㎡の改修、無料塾の開設運営 平成29年8月 西八王子ビル1階賃借契約

9月 西八王子ビル1階改修工事契約

300725 平成 30 年度②地域福祉専門分科会 資料 5 の 1

パンフレット、規約作成 市役所関係部署まわり (自立支援課、子育て支援課、子ども家庭支援センター)

- 10月 無料塾開設(仮教室)小学生1名
- 11月 西八王子ビル改修工事完了引渡し 備品、設備等整備 西八王子ビルにて無料塾開講 小学生2名・中学生2名

平成30年1月 市役所関係部署まわり、対象児童紹介依頼 子育て支援事業検討会

無料塾の学習支援では、小学生、中学生に個別の学習レベルに合わせた支援を行なった。中学生でも小学3~4年生レベルからの積み上げが必要とされるなど、教材の工夫を行いながら取り組む。学習の休憩時間におにぎりなど軽食を一緒に食べ、コミュニケーションを重ねることで居場所づくりや対人交渉能力を養成の場とする。子どもを通して、その背景となる家族の問題を見えてくる、可能な範囲で家族支援に取り組む。

成果としては、①進学が困難と言われた中学生の進学先が決定したり、日本語が不自由な母親へ、学校便りに振り仮名を付けることで親子が学校生活に適応できるようになっている。②学校で学習成果を評価されたことにより学習意欲の強化につながった。③学校で孤立している子どものくつろげる場所となっているようである、など。

翌年度の地域の子育て世帯への支援企画の試行として、母子生活支援施設の母を対象に、入園準備用品作成の手芸教室を4回開設した(3月に4回開設、利用者6名)。子育て応援新規事業検討会を3回(ニーズ調査、企画案等)実施した。

【30年度の予定】

- ・無料塾:塾生を増やし、より多くの家族への支援を目指す。
- ・子育て世帯向け事業:地域の0歳~3歳程度の子育てをする世帯に向け、イベントを年6回程度開催する予定(別添チラシ参照)。

【改修工事】



【備品等購入】



(机、椅子、コピー機、パソコン)



(棚、下駄箱、カウンター、扉)



(学習机、椅子)



(冷蔵庫、炊飯器、食器棚、レンジ)



(洗濯機)

【無料塾の実施】

1日のスケジュール

15:00~16:30	お米を炊く、おにぎり作り
	スタッフ打ち合わせ(連絡事項、来塾生徒/授業内容の確認)
16:30~17:05	小学生前半(35分)
17:05~17:25	小学生休憩 (20分) 合計 90分
17:25~18:00	小学生後半(35分)
18:00~18:30	片付け・準備
18:30~19:20	中学生前半(50分)
19:20~19:40	中学生休憩 (20分) 合計 120分
19:40~20:30	中学生後半(50分)
20:30~21:00	記録・片付け

塾の様子

教室にて、中学 生の作文指導の 様子



開講状況(10月~3月)

月	実施日数	小学生延べ人数 16:30~18:00	中学生延べ人数 18:30~20:30
10 月	2	2	0
11 月	7	3	3
12 月	7	4	10
1月	6	4	10
2月	9	7	14
3 月	8	8	12

【子育て世帯への取り組み】







第1回 気幼児のおロッケア

· 開催日: 2018年7月11日(小)

·時 間:10時~11時30分

· 定 員: 先着15名(輔子約)

・対 象:0~3才未満のおこさんと

保護看。方

·参加貴: 無料

(持ち物は後日お知らせ)

· 講 師: 歯科衛生士

島崎 直美 ひん

·受打期間: 6月18日(月)~6月29日(全)

(第2回)アレルギーのおはなし

· 開催日: 2018年9月21日(金)

· 時 間: 10時~11時30分

·定 員:先看15名(手前子約)

・対象:0~3抹病のおこさんと

保護者。方

·参加費: 無料

(持ち物は後日お知らせ)

・講師:はしもと小児科看護師長

伊藤 舞美さん

· 受付期間: 9月3日(月)~9月(4日(金)

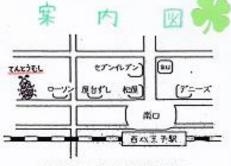
砂応募はコチラまで 号

★受付時間は平日9時~17時までです。

電話番号: 0 4 2 - 6 2 3 - 3 5 4 5 (オリープ八王子) 0 4 2 - 6 6 1 - 5 8 9 I (こどものうち人栄的)

- ★駐車場はございません。公共交通機関をご利用ください。
- ★自転車・ベビーカー置き場を用意してあります。
- ★その他不明な点がありましたら、お問い合わせください。

【主 催】社会福祉法人 同胞援護婦人連盟



JR中央線西八王子駅徒歩2分

T193-0931

東京都八王子市台町4-45-10 1F

社会福祉法人月峰会 平成 29 年度 地域公益事業実施状況

1. 基本的事項

法人名	社会福祉法人月峰会
法人代表者氏名	理事長 水谷 一裕
法人の主たる 事務所の所在地	東京都八王子市万町3-1
連絡先	TEL. 0 4 2 - 6 2 6 - 3 1 3 8

2. 事業の詳細

事業名	障害未	・非認定者向け就労・自立支援事業				
主な対象者	• 発達障害	害等により就労や自立した生活が困難な人				
土は刈豕伯	• 障害認定	とを受けていないものの就労や自立した生活が困難な人 等				
想定される対象者数	利用定員	入所最大 6 名、通所最大 10 名				
事業の実施地域	八王子及び	ぶその近隣市町村				
事業の実施時期	平成29年	元成29年8月1日~平成34年3月31日				
	発達障害者	発達障害者や軽度障害等を理由に公的支援を十分に受けられない場合				
	で就労や国	自立生活のために援助を必要とする人等に対して、制度外の				
	就労支援と	と生活援助を行う。就労支援にあたっては、単純作業就労系				
事業内容	(印刷、封入、シュレッダー、キーパンチャー等) だけでなく、感性					
	就労系(元	デザイン、モノづくり等) や知的就労系 (ITプログラム、				
	経理・労務	8作業、翻訳等)、社会貢献就労系(世話人、介護補助等)の				
	訓練メニュ	1一を整備し、さまざまなニーズに応えられる事業とする。				
	1か年度	・設置場所の選定(障がい者就労継続支援 B 型事業所の隣				
	1が年度	接地)				
	Ħ	・事業所の設置開始				
事業の実施スケジュール		・障害未・非認定者向け就労訓練所及び日常生活支援の場				
争未の夫他スプラュール	2 か年度	の設置完了				
	22	・職員の配置(管理者、看護師、保健師、相談員、職業指				
	目	導員、生活支援員等を就労継続支援 B 型事業所の職員を含				
		めて専門性を共有)				

		・就労訓練及び生活支援(入所定員6名中1名)の実施				
	3か年度	・就労訓練及び生活支援 (入所定員 6 名中 2 名、通所 1 名)				
	目	の実施				
	4 か年度	・就労訓練及び生活支援(入所定員6名中4名、通所3名)				
	目	の実施				
	5 か年度	・就労訓練及び生活支援(入所定員6名中6名、通所6名)				
	目	の実施				
	• 施設設備	整備費 75,320 千円(平成 29 年度)				
事業費積算	・人件費 2	5,000 千円(平成 30 年~33 年度)を見込み				
(概算)	合計	100,320 千円				
	н	(うち社会福祉充実残額充当額 100,320 千円)				
	当該事業が	が全国的にも取り組み事例が無いものであり、基本的な事業				
	方針についてはご理解を戴いたうえで、設置場所・メニュー等、具体					
	性をもった計画とするようご助言を頂戴しております。立地場所につ					
	いては、現	在 八王子市中山、南大沢駅周辺などで調査しておりますが、				
	土地取得価	格などから支出可能なエリアである中山の坪単価をモデル				
地域協議会等の意見と	に積算して	おります。				
その反映状況	また、就労	訓練メニューなどの現実性を持たせるために、社会福祉法				
	人の経理・	労務作業など事務系業務を前提として、ソフトウェアの開				
	発資金、コ	ーチング費用、デザイン系の業務としてラッピングシール				
	特許保持者との協働に向けた機器資金、木工芸品修理加工における機					
	器資金など	の費用も計上しており、現実性を担保できるような積算と				

3. 平成 29 年度事業計画実施状況

事業名	障害未・非認定	者向け就労・自立支援事業
事業費執行状況	計画	75,320 千円
	執行(見込)	0 千円(見込)
事業概要	発達障害やパーソナリティ障害などにより自立生活に支障がある人等	
	を支援するために、公的な制度外の就労訓練や自立支援を行う。	
	※1年目(事業費執行状況の計画値)には施設設備・就労ツールなど	
	の構築費用を計上。	
事業の実施時期	平成29年8月1日~平成30年3月31日	
	平成 28 年度決算時における社会福祉充実残額の計算に誤りがあった	
	ため (※1)、平成 29 年度決算確定後に社会福祉充実残額を再計算した	
	上で社会福祉充実計画全体の見直しを図ることを予定している。この	
	点を踏まえて、平	成 29 年度事業実施状況を下記に整理する。
	(※1)特別養護老人ホーム杏林荘の大規模修繕に関する費用等が社会	
		額の計算式から漏れており、社会福祉充実残額に大
	幅な修正の見込みが発生したため、平成 29 年度決算数値を用い	
	て正確な社会福祉充実残額を算出し、社会福祉充実計画を見直	
	した上で、計画を具体的に進めていくこととした。(東京都へ報告済み)。	
平成 29 年度	【施設等整備・運営の場の確保状況】	
(計画1年度目)	 ・社会福祉充実計	画の社会福祉事業又は公益事業に係る事業用地とし
事業実施状況	て、平成 30 年 1	月に八王子市元横山町の土地を購入した。また、平
	成 30 年度に社	会福祉事業又は公益事業を実施するための建築を予
	定しており(※	²)、地域公益事業として行う障害未・非認定者向け
	の就労・自立支援事業については、この建物の一部を充てる計画と	
	している。	
	(※²)社会福祉充	実残額の変更により、建築予算に影響が生じるため、
	現在建築に	係る設計等を一旦停止している。正確な社会福祉充
	実残額が確	定した段階で、建築・設計の詳細を詰めていく予定。
	【人員・財源の確保状況】	
	・平成 31 年度の	事業開始を目指し、平成 29 年度は支援メニューの具
	体化に取り組ん	でいる。支援メニューが確定した段階(※3)で必要

な専門職等の人員を整理し、人員確保に取り組む。

(※3) 平成 28 年度決算時における社会福祉充実計画においては、平成 30 年度下期よりサービス提供開始を予定していたが、社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の変更に伴い、平成 30 年度までに支援メニューの詳細を確定させ、平成 31 年度からサービス提供を開始する計画に見直すことを予定している。

【サービスの提供状況、利用状況】(※ サービスを開始した場合)

・平成 29 年度はサービス提供を行っていない。平成 31 年度にサービス提供を開始する予定。 ※上記(※3)のとおり

【地域の関係者との連携状況】

- ・八王子市役所の関係部署に適宜相談を行いながら、事業開始に向けた準備を進めている。
- ・平成30年度以降は、民生委員や地域包括支援センター、自治体等との協力連携を深め、本地域公益事業に関するニーズを有する住民向けの講習会等を企画・開催することを予定している。具体的な事業実施に向けて、地域の障害関連の各種団体や他事業者との協力連携体制の構築を進める。

【その他】

・障害未・非認定者の生活基盤(衣食住)を整えるために中長期的に 安定した職能技術を習得するための支援メニュー(就労・訓練メニュー)の企画・開発に着手した。

法人としての 自己評価

【平成29年度の成果・反省点等】

平成 29 年度は、地域公益事業として「障害未・非認定者向けの就労・自立支援事業」に関する施設整備とツールづくりを中心に計画していた。ツールづくりに関しては、概ね計画に沿って進めることができたが、既述のとおり社会福祉充実残額の計算に誤りがあったことから、具体的な取り組みを一旦停止せざるを得ない状況に陥ってしまった。平成 29 年度の取り組みの主な成果(反省点)は次のとおり。

① 事業用地の確保

法人の本部(よろず保育園)や八王子駅から比較的移動の利便性が高い立地で且つ、地域公益事業を含む当法人の社会福祉充実計画の実施場所に適した事業用地(立地や面積等)を確保することができた。一方で、社会福祉充実残額の修正が必要になったことにより、建築(設計)を具体的に進めることができなかった。

② 就労・訓練メニューの整理

障害未・非認定者等の多様なニーズに対応する就労訓練メニューの開発や、障害未・非認定者の安定した生活基盤の構築につながる高度専門技術を習得するためのカリキュラムづくりのために民間企業の特殊技能等の情報収集や実地調査等のマーケティング調査を行った。これらの取り組みにより、平成31年度からのサービス提供開始に向けた就労・訓練メニューの骨組みを整理することができた。

③ 就労・訓練に関するツールづくり

就労・訓練に用いるツールづくりとして、平成29年度は民間企業事務に就労する上で必要となるパソコン(WordやEXCEL等)技術を学ぶためのテキストづくりを中心に実施した。また、高度専門職としてのIT技術を習得するためのプログラマー養成訓練に関するテキストづくりに着手した。特にプログラマー養成訓練に関しては、IT業界の技術革新やエンドユーザーのニーズを的確に捉えたカリキュラムが必要になるため、業界動向を正確に把握した上で進めていくよう留意したい。

以上